

東大和市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画 策定支援業務委託仕様書

1 件名

東大和市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務（以下「本業務」という。）

2 目的

本業務は、「東大和市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）の策定支援業務について、豊富な経験と高い専門性を有する民間事業者に委託し、円滑に遂行することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月24日まで

4 履行場所

東大和市役所ほか

5 業務内容

東大和市地域福祉計画との整合性を図りながら、国の基本指針や東京都の介護保険事業計画に則して、東大和市（以下「市」という。）と協力しながら本計画を策定する。なお、本計画には、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に基づく認知症施策推進計画を包含することを念頭に、計画策定に必要な基礎資料の情報収集、作成について提案又は支援する。

本計画の策定に当たっては、専門的な見地から、概ね次の業務を行うものとする。

【令和7年度】

（1）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の実施

① 調査票の作成及び印刷

本計画の策定に先立ち、被保険者の状況やニーズを把握するための介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等を実施する。内容は、以下の前回アンケートを基本とし、今後、国が示す調査方法を参考に、市と協議のうえ決定し、調査票の作成及び調査票の印刷を行う。

ア 調査実施件数（予定）

調査種別	区分		件数
a 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 【国調査】	要支援被保険者	要支援認定を受けている65歳以上の市民（施設入所者を除く）（A）	2,000件
	一般高齢者(65歳以上)	要介護（要支援）認定を受けていない65歳以上の市民（B）	
b 介護保険事業計画準備調査 【市調査】	一般高齢者(65歳以上)	要介護（要支援）認定を受けていない65歳以上の市民（Bで抽出した者を除く）	1,200件
c 在宅介護実態調査 【国調査】	在宅で生活している要支援・要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」をしている人		850件
d 事業者に対する調査 【市調査】	市内の介護保険サービス事業所		110件
合計			4,155件

※調査件数（調査票配布数）は、市と調整のうえ増減できるものとする。

イ 調査の方法

- ・調査票の郵送送付・郵送回収の方法で行うアンケート調査
- ・上記アの区分が判別できる方法（区分別に色紙にする等）で無記名での回答

② 調査票の発送

発送用及び返信用封筒の作成、封入・封緘、宛名ラベルの貼り付け作業、発送・回収（郵送料は受託者負担）を行う。なお、調査対象者の抽出及び宛名ラベル作成は、市が行う。

③ 啓発用チラシの作成

受託者は調査票の配布にあたり、本計画の啓発・周知のためのチラシを作成する（A4判、1枚、両面カラー）。なお、チラシの内容については市と協議のうえ内容を確定する。

④ 集計・分析

調査結果の集計（単純集計、属性（年齢別等）クロス集計、その他必要に応じて設問間クロス集計）及び結果分析・考察を行い、報告書（6「成果品」参照）を作成する。

【令和8年度】

(1) 基礎資料の作成

国や都、市の各種統計や各種アンケート調査の結果報告書等の内容を踏まえ、市と協議の上、本計画の期中やそれ以降における高齢者数や被保険者数、要介護（要支援）認定者数等の推移の予測、その他本計画の策定のために必要があると認められる各種資料を作成する。また、本

計画の策定に関する国の通知や指針、制度改正等の内容等について情報収集を行い、資料を作成し、市と情報共有をすること。

(2) 市の施策・事業の実施状況の分析、評価等

現行計画における高齢者施策（地域支援事業を含む介護保険事業）の実施状況の分析、評価について、調査シートのご設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行う。

また、(1)及び(2)の分析結果等も踏まえて課題をとりまとめ、新たな計画において、重点的に取り組む事項等を検討する。

(3) 基本理念の設定

市の高齢者施策全般の体系について把握・分析・整理したうえで本計画の基本理念を設定する。

(4) 事業推計（介護事業費の推計等）の支援

ア 日常生活圏域における介護予防サービス、地域密着型サービス、介護（施設・居宅）サービスの種類ごとの見込み量（必要量と供給量）を設定する。

イ 地域包括ケア「見える化」システムへの入力を行い、現状分析、将来推計を行う。

ウ サービス見込み量の確保策を設定する。

(5) 財政推計（財政的な影響の推計）

ア 介護保険財政の規模および費用負担構造の推計

イ 地域支援事業の試算と提案

ウ 第1号被保険者保険料月額のご試算と提案

(6) 本計画の骨子案・素案の作成

課題を踏まえた計画の推進方向、数値目標等を記載した計画案を作成し、内容の協議を行う。

(7) パブリックコメントの実施支援

計画中間案についてのごパブリックコメントを市が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関する助言を行う。

(8) 市民説明会等への支援（3回程度を予定）

市が開催する市民説明会に出席し、次期計画についてのご市民意見等を記録し、とりまとめの支援を行う。各回に1人以上の人員を配置する。

(9) 本計画の原稿作成及び印刷

市と内容の協議のうえ、本計画の計画書の原稿を作成し、印刷を行う。（6.「成果品」参照）

【令和7年度、令和8年度共通】

(1) 介護保険運営協議会の運営支援

介護保険運営協議会（令和7年度、令和8年度で計12回程度開催予定）の運営について、会議資料（原データ及び会議に必要な部数の紙媒体）を作成するとともに必要に応じて出席し、

協議事項に関する説明、助言等の支援を行う。

(2) 介護保険関連例規整備情報提供及び介護保険条例内容精査業務

本計画に向けて行われる基準省令その他の法令の改正に伴い必要となる例規整備に資する情報として、関係法令の概要や条文等、例規整備の考え方や一般的な整備例などの情報を提供する。また、厚生労働省作成の「何市（区、町、村）介護保険条例（参考例）」と現行の東大和市介護保険条例との差分箇所の洗い出し、差分箇所を評価・検証、法制執務上、疑問のある箇所の指摘を行う。

6 成果品

受託者は、次に掲げるものを各年度の期限までに成果品として納品しなければならない。なお、成果品の著作権は、市に帰属するものとする。

【令和7年度：令和8年3月31日まで】

- | | |
|--|------|
| (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等報告書 | 100部 |
| (A4版、左横無線とじ、表紙：特厚口、1色刷り、230ページ程度) | |
| (2) CD-R又はDVD-R | 2組 |
| (ケースに収納し、ラベルに件名を表示する。(1)のデータをPDFファイル及びMicrosoft Wordファイル形式で保存) | |

【令和8年度：令和9年3月24日まで】

- | | |
|--|------|
| (1) 東大和市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画（中間案） | 100部 |
| (パブリックコメント及び市民説明会用・A4版・1色刷り・100ページ程度) | |
| (2) 東大和市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画 概要版 | |
| (電子データ) | |
| (3) 東大和市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画 | 100部 |
| (A4版・表紙フルカラー・2色刷り・製本・120ページ程度) | |
| (4) 介護保険関連例規整備情報提供資料 | 1部 |
| (5) 国の参考例と東大和市介護保険条例の条文対照表 | 1部 |
| (6) CD-R又はDVD-R | 2組 |
| (ケースに収納し、ラベルに件名を表示する。(1)～(5)のデータをPDFファイル及びMicrosoft Wordファイル形式で保存) | |

7 成果品検査

各年度の成果品については、完成時点で速やかに納品すること。受託者は各年度の業務完了後、市の検査を受けるものとし、検査の結果本業務に適合しない場合には、速やかに必要な訂正、補足

等の措置を行うものとし、これにかかる経費は受託者が負担するものとする。

8 委託料の支払い

市は、各年度の成果品の検査が完了した後、支払請求書を受理したときは、請求があった日から起算して30日以内に当該年度の委託料を支払うものとする。

9 その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び策定に関する国の法制度に熟知し、調査・計画策定の実績を有する者（研究員等）2人以上を確保し正副担当者として行うこと。
- (2) 受託者は、国、都および市が示す日程に従い業務工程表を作成し、作業の進捗状況を1か月ごとに市に報告するとともに、市の指示に速やかに対応するものとする。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、市と受託者の協議により決定するものとし、その他不明な点は、市の指示によるものとする。
- (4) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、遺漏してはならない。
- (5) 受託者は、当該業務の実施にあたっては、東大和市個人情報保護法施行条例（令和4年12月16日条例第32号）を遵守し、業務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。